

判決のご報告

書籍スキャン事業者に対する訴訟
原告 弁護 団 一 同

浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史及び武論尊（五十音順）の7名は、書籍スキャン事業者7社及び代表者個人を被告として、著作者の許諾なきスキャン事業が著作権侵害にあたることを理由に、著作権侵害行為の差し止め等を求める訴えを2012年11月27日、東京地裁に提起しました。この訴訟については、2013年9月に被告のうち2社及び代表者、同年10月に被告のうち4社及び代表者について第一審判決が言い渡され、原告の全面勝訴となりました。

その後、被告のうち控訴をしなかったもの、控訴を取り下げたものを除く1社及び代表者（有限会社ドライバレッジジャパン サービス名：スキャポン／代表者：長屋好則）について、知的財産高等裁判所（知財高裁）での審理が行われておりました。

本日、知財高裁で控訴棄却の判決が言い渡され、第一審判決に続き、原告（控訴審では被控訴人）の全面勝訴となりました。これにより、今般の一連の訴訟は控訴審も終了となります。

なお当初2012年11月の訴えの概要及び訴訟提起に至る経緯の詳細については、同月27日付けプレスリリースを、第一審判決については2013年9月30日付け及び同年10月30日付けプレスリリースを、それぞれご参照下さい。

<原告弁護団一同のコメント>

「本日の控訴審判決では、第一審判決と同じく、原告（控訴審では被控訴人）による差し止め請求及び損害賠償請求が、いずれも認められ、原告の全面勝訴の結論が維持されました。無許諾の書籍スキャン事業は違法であり、事業には権利者の許諾と公正なルールの遵守が必要となる旨、第一審判決に続き、知財高裁での本判決においても明確に示されたことには大きな意義があると考えます。」

〈本件の経緯と補足〉

過去のプレスリリースにも記載した通り、「自炊代行」と称する書籍のスキャン事業は、2010年以後急速に増加しました。こうした事業は現行法の「私的複製」の例外規定では到底許容されず、著作権者の許諾が必要であるとの見解が有力でしたが、現実には無許諾で行われており、そのため著者や出版社の希望や危惧を全く顧慮しないサービス内容のものが少なくありません。

一例として、業者の中には裁断本をユーザーに返還するものや、使い回された裁断本からのスキャンを受注するものも多く、現にネット上における裁断本の買い取り・販売は後を絶ちません。現在、ヤフーオークションだけでも約3,000件が出品されています。この場合、「購入された1冊の書籍が1つの電子データに変換されただけ」とは到底言えず、実態においては無許諾の電子書籍を廉価で入手する手段として、裁断本の転売とスキャン事業が利用されることになります。

また、大規模スキャン事業により、複製防止処置（いわゆるDRM）が施されていない電子ファイルが個人では到底不可能な規模で生成されることへの危惧も、従前のプレスリリースに述べたとおりです。ほとんどの事業者は、発注者によるデータの悪用を防止する措置を何らとっておらず、その点に関心も示していません。

こうした危惧から、122名の著名な作家・漫画家が許諾しない作品の受注スキャンを停止するよう事業者に質問及び通知し（2011年9月5日付及び同年10月17日付）、同年12月にはこれに応じない2事業者を今回の原告7名が提訴しました。その結果、2事業者とも解散ないし請求を認諾するなどして、スキャン事業を取り止めました。

しかるに、今回の被告のうち有限会社ドライバレッジジャパンは、上記質問書に対して「当該122名の作品のスキャンはしない」旨を明言していました。にもかかわらず、同社は訴訟提起の数ヶ月前に原告作品の受注スキャンを行い、裁断本の返却にも応じていた事実を、原告は把握しておりました。

このように質問を無視し、あまつさえ虚偽の説明をおこなう業者には、著作者らの許諾と理解を得て公正なルールのもとでスキャン事業を遂行する意思など毛頭ないと判断せざるを得ません。

第一審の東京地裁判決に続いて、知財高裁における本判決でも、書籍スキャン事業を行うためには権利者の許諾が必要となる旨、明確に示されました。スキャン事業者はこれを重く受け止め、著作者の同意を得られないスキャン事業を直ちに取り止めるとともに、著作者も納得できる公正なルール作りを真剣に検討することを、あらためて求めたいと考えます。

以 上